

会員薬局 各位

公益社団法人大分県薬剤師会
会長 中芝 高彦

緊急避妊薬を販売する薬局における 近隣産婦人科医等との連携体制の構築について

前略 平素より当会運営につきましてご協力、ご支援いただき誠にありがとうございます。

厚労省より緊急避妊薬のスイッチOTC化に伴い、薬局にて販売する際は近隣の産婦人科等との連携体制の構築が必須と示されました。

連携体制の構築にあたっては、本会が作成する「緊急避妊薬販売薬局等名簿」を大分県医師会および産婦人科医会と共有することで、体制が整備されたものとみなされることとなりました。

緊急避妊薬販売に必要となる「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の登録には、「緊急避妊薬販売に係る都道府県医師会・薬剤師会間の連携体制参加にあたっての確認書」と「緊急避妊薬販売薬局等名簿 登録申請」が必要となります。(事業所単位での申請となります)

作成した名簿は、厚生労働省、大分県医師会、大分県産婦人科医会、連携協力医療機関と共有いたします。

なお、薬剤師会の名簿登録のみでは緊急避妊薬の販売はできません。別途厚生労働省「緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請」への登録も必要となります。(2025 年12月18日以前に登録した方は再度の登録内容変更申請が必要となります)

草 々

名簿登録の流れ

1. 日本薬剤師研修センター指定の e-learning を受講し、研修修了書発行番号を入手する
2. ①、②の様式を薬剤師会へ報告する(事業所単位)(google フォーム、メール、FAX にて受付)
3. ③の様式を厚労省へ報告を行う(個人単位)
(2025 年 12 月 18 日以前に登録した方は再度「登録内容変更」の申請が必要となります)
4. 大分県医師会、大分県産婦人科医会、厚労省へ登録内容を共有
5. 厚労省 web ページへ登録情報が掲載後、販売可能



①緊急避妊薬販売に係る都道府県
医師会・薬剤師会間の連携体制
参加にあたっての確認書(県薬)

②緊急避妊薬販売薬局等名簿
登録申請フォーム(県薬)



③緊急避妊薬の調剤・販売に係
る研修修了薬剤師一覧への
登録申請フォーム(厚労省)



緊急避妊薬班場に係る申請書類申し込み

事 業 所 名 :

申 込 者 氏 名 :

書 類 送 付 先 : 〒

送付先:大分県薬剤師会事務局 FAX 097-544-1051

販売に関する詳細な要件・販売方法等については当会ホームページ「お知らせ 大分県民の皆様へ」内「1月 日 緊急避妊薬販売薬局等名簿 登録申請について」にて厚生労働省発出の資料を掲載しております。登録・販売前に必ずご確認くださいませようお願いいたします。